令和5年度糸満市市民提案型まちづくり事業補助金 募集要項



糸満市を良くしたい 市民活動団体のみなさんへ!

令和5年度 糸満市 市民提案り 事業補助金



1、目的

糸満市を良くしたい市民団体が、自分たちの思いを企画実施するまちづくり事業等に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助することを目的とします。

2、補助対象団体

- (1)活動の場が糸満市内にあること
- (2) 事業メンバー5人以上で、メンバーの過半数が市内に在住、在勤、在学であること
- (3)団体として規則等が定められていること
- (4)団体として代表者及び役員が定められていること

例:会長(代表)、副会長(副代表)、会計、事務(連絡担当)

※いずれかに該当する団体は、補助対象団体といたしません。

- ・政治、宗教又は営利を目的とした団体
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団(以下「暴力団」)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構 成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)の統制下にある団体
- ・設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不適当と認められる団体

3、補助対象事業

市民団体等が住みよい地域社会実現のために、地域の活性化や地域の課題解決を目的として、糸満市内で実施し、自主的に取り組むまちづくり事業等に補助します。

- (1) これから活動を始めようとするまちづくり事業
- (2) これまで行っているまちづくり事業を広げたり、ステップアップさせるまちづくり事業
- (3) その他市長が認める提案事業

(事業例)

- ・保健、医療又は福祉の増進
- 社会教育の推進
- まちづくりの推進
- 観光の振興

- ・農山漁村又は中山間地域の振興
- ・学術、文化、芸術又はスポーツの振興
- ・環境の保全
- ·災害救援
- ·地域安全
- ・人権の擁護又は平和の推進
- ・国際協力の活動
- ・男女共同参画社会の形成の促進
- ・子どもの健全育成
- 情報化社会の発展
- 科学技術の振興
- 経済活動の活性化
- ・職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援
- ・消費者の保護
- ※次の条件のいずれかに該当するものは補助対象にはなりません。
- ・特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ・地区住民の交流会、その他の親睦会的な事業
- ・公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- 4、補助総額:100万円
- 5、区分、補助金申請額及び交付団体数

区分	補助金申請額	交付団体
これから活動を始めようとするまちづくり事業及びその他 市長が認める提案事業	3 0 万円	2 団体
これまで行っているまちづくり事業を広げたり、ステップ アップさせるまちづくり事業及びその他市長が認める提案 事業	20万円	2 団体

※前年度、補助事業実施した団体は「これまで行っているまちづくり事業を広げたり、ステップ アップさせるまちづくり事業」のみとなります。

6、補助対象となる費用及び補助対象とならない費用

補助対象となる費用

	·
費用	説明
人件費	事業実施のために雇ったスタッフ(アルバイト等含む)の人件費 ※団体構成員に対するものは除きます
謝礼金	講師、専門家、出演者等への報償・謝礼金 ※団体構成員に対するものは除く
旅費	本市への招聘旅費等 ※航空チケット、宿泊料、タクシーを除く公共交通機関運賃
消耗品費	材料・燃料等、消耗品の購入費 ※商品券、駐車券等の金券購入代金、記念品の購入等の経費は除く
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の作成、印刷にかかる費用
通信運搬費	事業実施に必要な切手・はがきの購入代金
委託費	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料	イベント会場等の使用料
賃借料	機械類の賃借(レンタル)料
保険料	保険料等 ※火災、地震等の家屋にかかるものは除く
食糧費	食事、弁当、茶菓子など
その他	事業のために必要な経費で社会通念上適切である経費

補助対象とならない費用

費用	説明
光熱水費	事務所の光熱水費など、団体の経常的な運営にかかる経費
備品購入費	事業のために必要な備品
その他	・領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費 ・事業実施に直接かかわらない経費 ・社会通念上適切でない経費 ・市長が必要と認めない経費

※当補助金は「予算の範囲内で経費の一部をサポートすること」を目的としているため、収入に補助額の1割程度の「自己資金」を計上してください。

7、補助対象事業に対する申請

補助金の交付を受けようとする市民団体は、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 市民提案型まちづくり事業補助金対象事業申請書(様式第1号)
- (2) 市民提案型まちづくり事業提案書(別紙1)
- (3)事業収支予算書(別紙2)
- (4) その他補助金の交付に関し参考となる書類等
 - ・構成員名簿(または準ずる名簿)
 - ・会則及び規則
 - 前年度の決算報告(既存団体の場合)

8、申請期間

令和5年6月5日(月曜日)から6月30日(金曜日)まで

9、書類の入手方法

- (1) 糸満市市民活動支援センター まちテラスで受け取り (国民の休日を除く平日午前9時から午後6時まで)
- (2) 糸満市市民活動支援センター まちテラス・ホームページ

「令和5年度糸満市市民提案型まちづくり事業補助金」からダウンロード https://www,machiterrace.com/machi2023/

(3) 糸満市ホームページ

「市民活動」ページからダウンロード

http://www.city.itoman.lg.jp/

10、書類の提出方法

令和5年6月5日(月曜日)から6月30日(金曜日)までに糸満市市民活動支援センターまちテラスまで持参または郵送で提出してください。

※持参または郵送の際には事前の電話連絡をお願い致します。

11、審査

申請された事業について審査するため、糸満市市民提案型まちづくり事業審査委員会を設置し、市職員、有識者、その他市長が必要と認める者の委員5人以内で組織します。

12、審査のポイント

以下に基づき審査を行います

(1)公益性	不特定多数の市民の利益やサービスの向上につながる事業であるか
(2)先駆性	課題解決に向けて、発想や手法などが他に先駆けているか
(3)波及効果	地域の人を巻き込み、他の団体や地域で取り組める内容であるか
(4)実現継続性	具体的かつ実現可能で継続、発展の可能性がある事業であるか
(5)団体の適正性	適正な予算の積算で事業を遂行出来る実績や体制であるか

13、プレゼンテーション審査会

(1)日時

- · 令和5年7月15日(土曜日)
- ·令和5年7月16日(日曜日)
 - ※日時については、こちらからご連絡いたします。

(2)会場

糸満市役所 3階 3-c会議室

(3)審査方法

1団体あたり所定時間:17分

- ・申請団体による事業説明(プレゼンテーション) 7分
- · 質疑応答 10分
- ※プレゼンテーションは、団体から1名から2名の参加をお願いします。

14、審査結果の報告、決定等

審査委員会は審査し、その結果を市長に報告し、決定後、すべての申請団体に書面にて通知いたします。

(1)交付	市民提案型まちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第2号) ※交付決定通知書の日付より事業開始となります。
(2)不交付	市民提案型まちづくり事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)

15、選考結果の公表

選考結果は、糸満市ホームページ、市民活動支援センター広報誌「MachiTerra」で公表いたします。

16、交付決定通知後のスケジュール

- (1)団体名義の口座開設(ゆうちょ銀行を除く金融機関)
- (2)市民提案型まちづくり事業補助金概算交付請求書(様式第4号)の提出 ※概算交付を請求する団体のみ提出。交付決定額の10分の9を上限とします。
- (3)市長への表敬訪問(7月中)

17、活動状況の情報発信

事業期間中の活動状況について、団体のホームページやSNS等での積極的な情報発信を お願いします。また、センター広報誌「MachiTerra」にてご紹介致します。

※情報発信ツールがない場合は、レクチャーいたします。

18、事業の変更・中止・廃止に伴う手続き

補助事業実施団体は、下記のいずれかに該当する場合は「市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書」(様式第5号)を提出し、承認を受けなければなりません。

- (1)補助事業に要する経費配分の変更
- (2)補助事業の内容を変更
- (3)補助事業を中止、又は廃止

19、報告書等の提出

補助事業実施団体は、補助対象事業が終了したときは、令和6年2月29日(木曜日)までに、市民提案型まちづくり事業補助金対象事業実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければなりません。

- (1) 市民提案型まちづくり事業活動報告書
- (2) 収支報告書
- (3) 支払い領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
- (3) 事業で作成したチラシやパンフレット、成果物等

【お問い合わせ先】

糸満市市民活動支援センター まちテラス

〒901-0361 糸満市字糸満989番地の83 糸満市場いとまーるE-1

電話:098-851-8002

(祝日を除く平日午前9時から午後6時まで)

Eメールアドレス info@machiterrace.com

スケジュール

年月	内容
令和5年 6月	・申請受付 ※6月5日(月)から6月30日(金)まで ・申請に関する個別相談(要予約)
7月	 ・プレゼンテーション審査会(日時及び会場は担当者へ連絡) ・市長へ結果報告 ・結果通知(通知の日から事業開始となります) ・概算払い交付に関する個別説明(概算払い希望団体のみ) ・市長表敬訪問 ・事業実施 ・活動状況の情報発信
8月	・事業実施 ・活動状況の情報発信
9月	・事業実施 ・活動状況の情報発信
1 0月	· 事業実施 · 活動状況の情報発信
11月	・事業実施 ・活動状況の情報発信
1 2月	・事業実施 ・活動状況の情報発信
令和6年 1月	・事業実施 ・活動状況の情報発信
2月	・事業実施・活動状況の情報発信・実績報告書の提出 ※締切:令和6年2月29日(木)
3月	・補助金の交付請求及び交付

前年度からの変更箇所

・補助総額

300万円 → 100万円

・交付団体数

50万円 3団体 → 0団体

30万円 3団体 → 2団体

20万円 3団体 → 2団体

·申請期間

令和4年5月2日(月曜日)から令和4年5月31日(火曜日)

- → 令和5年6月5日(月曜日)から令和5年6月30日(金曜日)
- ・プレゼンテーション審査会の日時

令和4年6月25日(土曜日)26日(日曜日)

→ 令和5年7月8日(土曜日)9日(日曜日)

報告書等の提出期限

令和5年2月28日(火曜日) → 令和6年2月29日(木曜日)